

25 - 01 電算システム事業

『合併協定項目(案)』

1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 電算システム

以下、ア～イに留意し統合を図る。

ア 既存システムを有効活用し、最も良いシステムに統合

イ 住民サービスの低下を招かず、安全かつ迅速な同一システム運用へ移行するための調査や協議を急ぐ。

また、将来計画には「地域情報化計画に関する事項」を定める。

2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 固定資産税電算システムの取扱い

合併後1年～2年程度で統合。

『調整方針要約一覧』(調整不要や合併前に廃止となる調整項目を除く)

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	

1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 電算システム	07 - 02 - 01 - 01 【先行調整項目】	以下、ア～イに留意し統合を図る ア 既存システムを有効活用し、最も良いシステムに統合 イ 住民サービスの低下を招かず、安全かつ迅速な同一システム運用へ移行するための調査や協議を急ぐ 将来計画には「地域情報化計画に関する事項」を定める
	(2) 電算機器構成	07 - 02 - 02 - 01	システム統合に合わせた機器整備を検討
	(3) 電算処理の利用(「利用課一覧」)	07 - 02 - 03 - 01	最も進んだ情報の利活用を図る
	(4) 農業用水道管理システム	12 - 04 - 02 - 01	施設監視システムは現行を引き継ぎ、料金管理システムは合併後2年程度で統合
2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 固定資産税電算システム	06 - 01 - 04 - 07	合併後1年～2年程度で統合
	(2) 土地評価システム委託事務	06 - 01 - 04 - 19	次期評価替えに合わせ、合併後2年程度で統合
	(3) 上水道、簡易水道管理システム	12 - 01 - 03 - 01 12 - 02 - 02 - 01	合併後2年程度で統合